

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、ヒト受精卵の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、この法律の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 第四條第三項の規定の適用については、公布の日から内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）の前日までの間は、同項中「文部科学大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とし、総合科学技術会議とあるのは「科学技術会議」とする。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

六十一 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成十二年法律第四百六十六号）第十  
六条（人クローン胚等の人又は動物の胎内への移植）の罪

内閣総理大臣 森 喜朗

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年十二月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

法律第四百七十七号

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念

を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）のつとめ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念のつとめ、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講ずる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に係る基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

法務大臣 保岡 興治  
文部大臣 大島 理森  
内閣総理大臣 森 喜朗

政

令

行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十二年十二月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

政令第四百九十六号

行政機関職員定員令等の一部を改正する等の政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十号）の施行に伴い、並びに行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条及び第三条並びに国立学校特別会計法（昭和三十九年法律第五十五号）第十八条の規定に基づき、並びに行政機関の職員の定員に関する法律を実施するため、この政令を制定する。

(行政機関職員定員令の一部改正)

第一条 行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

区分	定員	備考
内閣の機関	四五三人	うち、一三人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	三六、二三七人	うち、二四、四四九人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	七、五四〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。